

# 【平成27年度】 社会福祉制度・施策に関する提言

平成27年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額			▶年額保険料(掛金)	
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	定員	基本補償(A型)
賠償事故に 対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	1~50名	35,000~61,460円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	51~100名	68,270~97,000円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	以降1名~10名増ごと	1,500円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円		
	人格権侵害(期間中)	1,000万円		
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円		
お見舞い等 の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円		
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)		
	利用者傷害事故見舞費用			
		死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)		
		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円		

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所：1,300円  
通所：1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償
- オプション3 ●新設：借用不動産賠償事故補償

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

### ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額		▶年額保険料(掛金)	
	1口あたりの補償額	定員1人1口あたり	
死亡保険金	100万円	①入所型施設利用者	1,310円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%	②通所型施設利用者	990円
入院保険金(1日あたり)	800円		
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院保険金(1日あたり)	500円		

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の  
傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額		▶年額保険料(掛金)	
	1口あたりの補償額	定員1人1口あたり	
死亡保険金	140万円	施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間・週5勤務の場合)
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%		
入院保険金(1日あたり)	1,500円		
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院保険金(1日あたり)	600円		

① 施設職員の労災上乗せ補償  
③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体 社会福祉法人  
契約者 **全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
TEL:03(3593)6824

取扱 株式会社 福祉保険サービス  
代理店 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJNK14-16349 2015.2.10 作成)

## はじめに

本会会員をはじめ、県内の社会福祉関係者は、制度に基づく様々なサービスによる支援や地域での支え合い活動等を通じて、制度の狭間にある課題を認識し、それぞれの立場で課題解決に向けた取組みを進めています。

貧困の連鎖や生きづらさを抱えた人々の孤立の深刻化など、既存の制度やサービスだけでは対応することが難しい新たな課題が顕在化しており、行政や社会福祉関係者、住民・ボランティア等、地域社会のあらゆる構成員が、地域福祉の担い手としてそれぞれの役割を果たし、分野を横断する連携・協働体制を整えていく必要があります。本会政策提言委員会では、本会会員から提起された課題を解決するため、行政機関をはじめ社会福祉関係者が共有し、広く社会へ発信・提案していくことを目的として政策提言活動を続けております。

本年で5回目となる本提言では、平成27年度からスタートした生活困窮者自立支援制度なども見据え、様々な主体とともに取組みを進める共通テーマを【第Ⅰ部】社会的つながりの再構築としてまとめ、分野別の提言項目を【第Ⅱ部】部会・協議会・連絡会等からの提言として、二部構成でまとめました。

県内の社会福祉関係者の皆様には、課題の解決や提言の実現に向けて、それぞれの分野を超えて連携・協働を進めていただき、地域福祉の推進に向けた引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この提言が、関係者の皆様の活動の発展と、県民の皆様の福祉向上の一助となれば幸いです。

平成27年8月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
会 長 篠 原 正 治

## 目次

<b>【第Ⅰ部】 社会的つながりの再構築</b> . . . . .	1
1 貧困の連鎖を予防する仕組みづくり . . . . .	2
2 地域生活への移行・定着に向けたサポート体制づくり . . . . .	6
3 高齢者・障害者等の生活を支える地域包括ケアの仕組みづくり . . . . .	9
4 サービス提供基盤としての担い手の確保・育成 . . . . .	14
〈参考〉 関連する制度・施策動向の一部補足説明 . . . . .	18

## **【第Ⅱ部】 部会・協議会・連絡会等からの提言**

1 生活困窮・生活保護に関する提言 . . . . .	20
2 高齢福祉に関する提言 . . . . .	22
3 障害福祉に関する提言 . . . . .	25
4 子ども・若者・家族福祉に関する提言 . . . . .	29
5 権利擁護に関する提言 . . . . .	31
政策提言委員会設置要綱、政策提言委員会委員名簿 . . . . .	32

## 【第Ⅰ部】社会的つながりの再構築

### 【第Ⅰ部】の全体テーマの設定について

- 近年の福祉施策の動向として、地域の中でその人らしい暮らしが実現できるよう、地域での生活基盤の確保、自立支援、施設や病院から地域への移行などが進められている。
- その一方で、本年度の政策提言に向けた本会会員への課題把握調査からは、社会的孤立や社会的排除を背景とした福祉課題・生活課題は深刻化し、一人ひとりの暮らしを支える切れ目のない仕組みづくりが喫緊の課題として見えてきた。
- 社会的つながりの喪失の影響は、生活基盤が弱い層の人々に表れやすいことから、社会的つながりの喪失の場面を、「子どもの貧困」「地域生活への移行・定着」「誰もが迎える高齢期」に置くとともに、全体テーマとして「社会的つながりの再構築」を据えた。
- 第Ⅰ部の提言項目として、貧困の連鎖を予防する仕組みづくり、地域生活への移行・定着に向けたサポート体制づくり、高齢者・障害者等の地域包括ケアの仕組みづくりに加え、取組みの推進にあたって欠かせないサービス提供基盤としての担い手の確保・育成の4つを掲げた。
- 一人ひとりが、年齢を重ねても障害があっても、住み慣れた地域において、社会的つながりの中で、生きがいや社会的役割をもつことができ、より豊かな生活を送ることができるよう、関係者が連携・協働を進めていくことが求められている。

### 【分野を横断する共通テーマ】

- 1 貧困の連鎖を予防する仕組みづくり
- 2 地域生活への移行・定着に向けたサポート体制づくり
- 3 高齢者・障害者等の生活を支える地域包括ケアの仕組みづくり
- 4 サービス提供基盤としての担い手の確保・育成

# 1 貧困の連鎖を予防する仕組みづくり

## (1) 福祉現場の直面する課題

経済、雇用、地域社会、家族等の構造的な変化により、ひとり親世帯の相対的貧困率(50.8%)や子どもの貧困率(15.7%)は高まっており、保護者への就業・自立に向けた総合的な支援や子どもの学習・進学支援などの取組みが推進されている。

しかし、ひとり親世帯を中心に、経済的に厳しく地域から孤立した世帯が少なくない。また、身近な地域においては、こうした家庭を見守る担い手も少ないことがうかがえる。相談支援機関や児童福祉施設等においては、親自身の障害や虐待された体験、不安定な生活基盤などの重複した課題、子どもの基本的な生活習慣の獲得の課題、支援終了後も続く生活困窮などの実態を把握しており、複合的な課題を抱える子育て世帯に貧困の連鎖を生じる懸念がある。

### 【①親・子の生活基盤を支える取組みの充実】

- ひとり親世帯を中心に経済的に生活が厳しく、また、地域から孤立した世帯が多い状況がある。
- 生活福祉資金の貸付費目の一つである教育支援資金の貸付申請は、「子どもの貧困の連鎖」を断ち切ることを目的に高校や大学へ進学のニーズが上昇したこともあり、年々、増加傾向となっている。
- 生活福祉資金貸付の申請状況について、母子世帯からの申請は比較的多くある。また、両親がいるものの親権者が様々な事情により就労等が制限され、生活保護基準ぎりぎりの収入で日々の生活を送っている世帯からの申請相談も少なくない。
- 社会的養護について、児童養護施設(本体施設)、グループホーム(地域小規模児童養護施設)、里親及びファミリーホーム(児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭的養護)の比率を概ね3分の1ずつとする家庭的養護が推進されているが、里親等の不調時などのレスパイト機能が必要であり、児童養護施設には施設機能を生かした里親支援が求められる。単純な三分割論に捉われることなく、必要な児童福祉施設の施設数や定員数、職員数の設定が求められる。
- 母子生活支援施設において、親から虐待された体験、配偶者からの暴力を経験しているなど、母親自身が課題を抱えている母子世帯が少なくない。母子ともに傷つき、子育てや教育への不安を抱え、生活基盤も脆弱な場合が多い。子どもも経済的な貧困や両親の不和、暴力の中で育てられ、基本的な生活習慣が身に着かないまま成長することで、自己肯定感の低さや情緒的な不安定、不登校、ひきこもりの原因につながっていくことも少なくない。
- 母子生活支援施設において、DV被害により緊急入所となった場合、就労等の生活基盤が失われ、生活保護の適用を受けて生活再建を目指すことになるが、家具什器費の特別基準の設定及び適応対象商品が現在の生活水準に合っていない。例えば、居室の清掃を行う際、今日では掃除機が当たり前の家電となるが、支給対象品は箒(ほうき)である。
- 母子生活支援施設での被虐待児受入加算は1年間のみ適用であり、以降は加算がないまま被虐待からの回復のための特別な配慮及び支援を実施せざるを得ない状況がある。
- 母子生活支援施設の入所期間中に非保護世帯となり退所しても、児童扶養手当の受給額の減額、保育料、転居費用・アパート契約金・家賃等の負担により、生活保護受給時より生活が苦しくなる。その結果、子どもの大学進学を断念せざるをえなくなる世帯も少なくない。

(児童福祉施設協議会、母子生活支援施設協議会、民生委員児童委員部会、本会地域福祉推進部)

## 【②学びの保障】

- 生活困窮から十分な学習機会を得られず、子どもの学力格差が拡大している。
- 生活福祉資金（教育支援資金）の貸付申請で把握される進学先からは、通信制高校を希望する子どもが少なくない。その背景には学力の格差のみならず、不登校気味であった中学校時代の生活課題が把握されることもある。また、進学をしたものの卒業まで学業の継続が難しい世帯も把握されている。
- 母子生活支援施設に入所している世帯の子どもの進学について、通信制高校や特別支援学校高等部に通うことも多い。

（母子生活支援施設協議会、地域生活施設協議会、本会地域福祉推進部）

## 【③地域の担い手不足】

- 民生委員児童委員は、生活保護法や生活福祉資金貸付制度運営の協力者として位置づけられ、関係機関・団体等と連携を取りながら個別支援を行っているが、日常の継続的な関わりは民生委員児童委員の単独による支援となることが多い。個別支援では、経済的困窮世帯、孤立しがちな世帯への相談支援に加え、子どもの貧困や若い世代への支援等で民生委員児童委員の過度な負担となる懸念がある。

（民生委員児童委員部会）

## （2）課題解決に向けた現場の取組み

相談支援機関による子育て・進学支援、児童福祉施設の生活支援・職業体験の実施、退所後の定期的な見守り支援、子どもへの学習支援等に取り組んでいるが、地域の実情を踏まえた「貧困の連鎖」を防止するための体制が未だ十分に整備されていない。

- 相談支援機関や児童福祉施設における奨学金等の活用についての情報提供、進路決定の援助、子育て支援、学習支援等の取組み。
- 外国語を母国語とする子ども並びに経済的理由で塾に通えない子どもへの学習支援の取組み。
- 児童養護施設等において、自立に向けた生活訓練・職業体験等の実施。退所後の施設独自の定期的な連絡等見守りの取組み。
- 母子生活支援施設において、母親に対する精神科受診、子どもに対する小児精神科受診や施設内の心理士との関わりを通じた支援を実施。また、子どもの情緒的な安定のため、職員が個別的で丁寧な関わりを行い、大人が信頼に値するものと示すサポートを実施。
- 母子生活支援施設を退所した児童に対して、学校と連携した自宅での課題学習や教師による家庭訪問を行いながら、退所後も継続した関わりを実施。
- 母子生活支援施設への寄贈物品（特に食糧等）を活用し、退所した非保護世帯（ひとり親世帯）に対し、現物支給での支援を実施。緊急時等の子どもの預かり保育（アフターケア含む）や施設内外のイベントへの声かけ、各種制度の情報を提供。
- 母子生活支援施設に入所する被虐待児に関して、加算適用が外れても、受入時と同等もしくはそれ以上の支援を実施。
- 社協においては、生活福祉資金（教育支援資金）貸付申請希望世帯の面接を通じて把握した親権者の就労や健康状態、生活環境などの生活課題に対する見守りを中心とした継続的な支援。

○一部の社協において、地域の中学校に連絡を取り生活福祉資金（教育支援資金）の活用や申請手続きなどの情報提供。

（児童福祉施設協議会、母子生活支援施設協議会、地域生活施設協議会、本会地域福祉推進部）

### （3）提言項目

DVや虐待、貧困など複数の課題が絡み合う家族は、生活に不安を抱えていても地域に頼る相手も得られず、生活環境が深刻となっても必要な支援にアクセスできない状況が見られる。また、子どもにとっては、基本的な生活習慣が得られないことや学習機会に恵まれないことなどを背景に、自立に向けた成長が難しく貧困の連鎖が生じている。

支援の現場では、非保護世帯となっても低所得で生活困窮の状態が見られたり、見守りを含めた継続的な支援関係の課題や他者と信頼関係を結びにくい家族の背景もあって、対象地域において子ども・家族の継続した生活基盤を支える継続した取組みが必要となっている。

こうした現状を踏まえ、社会的孤立を背景とした貧困の連鎖を予防する仕組みづくりについて、次のとおり提言する。

#### 【本県の福祉関係者が協働で取組んでいきたいこと】

子ども・家族の生活基盤の安定に向けた情報提供・相談支援の充実や、関係機関・団体が貧困の連鎖について課題を共有し、解決に向けた具体的協議の場を設定すること。

- 学習の機会を地域で広げるための学習支援ボランティアの発掘と場所の確保を図ること。
- 生きる力を身に付け、人生の選択肢を広げるための資格取得等の情報提供や相談支援の充実を図ること。
- 複合的な課題を抱える子育て世帯が地域で孤立する前にあらかじめ支援または関係性が持てるよう、相談支援機関・団体と小地域福祉活動との連携を図ること。
- 貧困の連鎖の防止に関して、より多くの関係者がお互いの役割について理解し合い、支援の可能性を探っていくための事例検討の機会を設けること。

#### 【制度や施策への反映が必要なこと】

子ども・家族の生活基盤の安定に向け、生活保障・教育・子育て支援が切れ目なく展開されるよう、制度の柔軟な運用を図ること。

- 複合的な課題を抱える子育て世帯が孤立する前にあらかじめ支援または関係性が持てるよう、相談・サポート体制の整備を図ること。
- 非保護世帯となっても低所得にいる世帯が安心して過ごせる生活保障や教育・育児等を支える対策を講じること。
- 貧困の連鎖の防止に向けた資格取得のための補助制度を充実すること。
- 児童養護施設等について、実態にあった定数見直し、社会的養護推進のための十分な予算確保を図ること。
- 基本的な生活（衣食住）の安定とともに、児童福祉施設等でのきめ細やかな支援を行うための人材確保（ボランティアを含む）を図ること。

- 妊娠中から母子生活支援施設に入所できる対策を講じること。
- 母子生活支援施設入所において、生活保護の家具什器費の特別基準の設定及び適用対象品を一般的な年収の世帯の生活水準に引き上げる対策を講じること。
- 母子生活支援施設での被虐待児受入加算を入所契約期間と同じ2年間に拡充すること。

#### **(4) 関連する制度・施策**

- 子どもの貧困対策推進法
- 生活困窮者自立支援法
- ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会

## 2 地域生活への移行・定着に向けたサポート体制づくり

### (1) 福祉現場の直面する課題

一人ひとりの豊かな地域生活の実現に向けて、地域での自立支援、生活基盤の整備、福祉施設等から地域生活への移行・定着支援が進められている。

こうした中、障害者や生活困窮者、刑務所等矯正施設退所者が地域で生活していくための住まいの確保、就労、金銭管理等の支援は発展途上にある。入所施設での生活から地域での生活へ馴染んでいくために、地域住民や関係者の理解を促進することに加え、行政機関はもちろん、住まい・教育・医療等関連分野との連携等、社会的なつながりを重視した一体的な取組みを進めていくことが求められている。

また、児童養護施設退所後の若者の自立、障害や複雑な家庭環境を背景とする子育て世帯が抱える複合的な課題等に対応する支援拠点に対する行政の共通理解とバックアップが必要となっている。

#### 【①地域生活への移行・定着に向けた支援の充実】

- 障害者グループホーム等住まいの確保に向けた不動産業者や地域住民の理解が必要である。日常生活を送る上での相談、就労、医療、金銭管理等のサポート体制は発展途上である。
- 障害者の通所施設やグループホーム等の建設に苦情が持ち上がったり、医療や教育現場で障害特性を踏まえた合理的配慮(※1)に理解を示してもらえないことも多い。
- 障害があっても収入がある程度得られるだけの仕事が少ない。
- 余暇支援を行うヘルパー、ボランティアなどの支援者が不足している。
- 重度重複障害児・者の地域生活への移行に向けて、住まいや福祉サービスの利用に関するハード面の改善、支援に必要な専門知識・経験などソフト面の両面を整えていく必要がある。
- 比較的軽度の知的障害者が地域で生活していくための支援が不足している。どのような生活をしたかという希望や意思表示が明確であっても、事業所職員も含め地域の支援者を確保することが難しく、障害基礎年金だけでは、本人の希望に沿った生活の実現は難しい。
- 住居契約、就労、福祉施設入所契約等において、保証人を立てることが条件となっていることが多いが、引き受けてくれる親族がいない等の理由から保証人を立てられず、また、民間の保証会社では費用負担が大きく、契約につながらないといった生活課題が見受けられる。特に本人の判断能力が十分ではない場合、民間の保証サービスの利用も困難である。
- 生活保護法に基づき要保護者が生活する救護施設では、高齢化に伴うADL(日常生活動作)の低下、日中プログラムへの参加意欲の低下、施設での生活と地域での生活とのギャップ等により、自立支援と地域生活移行に向けた取組みや利用者支援の再構築が必要である。
- 矯正施設退所後に生活保護の実施に空白期間が生じたり、福祉施設や地域でのトラブルにより、社会的なつながりが途絶えるケースが散見される。福祉的支援や役割分担について関係者の認識に相違があり、具体的な支援を難しくしている。

(障害福祉施設協議会、更生福祉施設協議会、県自閉症児・者親の会連合会、本会権利擁護推進部)

#### 【②社会的養護関係にある家庭への心に寄り添う支援の充実】

- 児童養護施設退所後の支援拠点「あすなろサポートステーション」、里親家庭の支援拠点「里親

センター」は、県内に各1カ所のみであり、広域的な活動を展開しているが、5県市の行政機関の共通理解が得られていないところもある。受託社会福祉法人の努力だけではなく、必要な活動費の確保も含め行政のバックアップが必要である。

- 母子生活支援施設では、親から虐待された体験、配偶者からの暴力を経験しているなど、母親自身が課題を抱えている母子世帯が少なくない。母子ともに傷つき、子育てや教育への不安を抱え、生活基盤も脆弱な場合が多い。子どもも経済的な貧困や両親の不和、暴力の中で育てられ、基本的な生活習慣が身に着かないまま成長することで、自己肯定感の低さや情緒的な不安定、不登校、ひきこもりの原因につながっていくことも少なくない。

(児童福祉施設協議会、母子生活支援施設協議会)

## (2) 課題解決に向けた現場の取組み

それぞれの支援機関や福祉施設等において、障害者や生活困窮者等が地域で生活していくための住まいの確保、就労、金銭管理等に関する支援を行っている。また、児童福祉施設退所後も施設職員が生活支援や就労支援、定期的な見守り、学校と連携した学習支援、緊急時の預かり保育等継続的な関わりを実践している。

しかし、そうした自主的な取組みには限りがあり、地域生活への移行・定着に向けた地域社会の理解の促進はもちろん、その活動を支える行政のバックアップが求められている。

- 利用者の課題を把握するアセスメント、個別支援計画の作成、地域移行プログラムの検討まで総合的な利用者支援の実施。
- 地域移行に向けた相談できる不動産業者の確保。
- 福祉施設の町内会行事への積極的な参加や地域開放等地域とのつながりの機会づくり。
- 重度重複障害児・者が生活しやすい障害者グループホームの設計・建築・運営への関与。
- 更生保護施設において、刑務所等矯正施設退所者の住まい、就労、金銭管理、医療等に関する生活相談、福祉や医療のあっせん等の実施。
- 児童養護施設等において、自立に向けた生活訓練・職業体験等の実施、退所後には施設独自の定期的な連絡等見守りの取組み。
- 本会児童福祉施設協議会会員社会福祉法人による「あすなろサポートステーション」「里親センター」の受託運営。
- 母子生活支援施設において、退所児童に対する学校と連携した自宅での課題学習や教師による家庭訪問等による継続的な関わり。
- 母子生活支援施設において、母親に対する施設退所後支援（アフターケア）を含む緊急時等の子どもの預かり保育の実施や施設内外の行事への声掛け。

(児童福祉施設協議会、母子生活支援施設協議会、障害福祉施設協議会、更生福祉施設協議会)

## (3) 提言項目

地域で生活を送るための障害者の就労や住まいの確保、社会的なつながりが途絶えがちな生活困窮者の生活課題、児童養護施設退所後の若者の自立、障害や複雑な家庭環境を背景とする母子世帯が抱える複合的な課題等、地域生活を支える総合的で切れ目のない支援が必要となっている。

こうした現状を踏まえ、地域生活への移行・定着に向けたサポート体制づくりについて、次のとおり提言する。

#### 【本県の福祉関係者が協働で取り組んでいきたいこと】

地域生活への移行・定着に向けて、住まい・就労等生活支援上の課題を共有し、様々な機関・団体と連携しながら、その役割に応じたサポート体制を構築するなど、一体的な取組みを充実すること。

- 地域生活への移行・定着に向けた支援の一環として、地域住民や建築・医療・教育分野の理解を促進すること。行政をはじめ、自治会等による小地域福祉活動や業種別の専門機関・団体と連携を図ること。さらに、本人と地域とのつながりを構築する実践を進めること。
- 障害があっても、ともに生きることが当たり前だと感じられるようなノーマライゼーションや全ての人々を社会の構成員として包み支え合うソーシャルインクルージョンの理念の普及啓発とともに、支援の専門性やスキルを学ぶ機会を設けること。
- 地域生活への移行・定着に向けた支援に関して、より幅広い関係者がお互いの役割について理解し合い、前向きに支援の可能性を探っていくための事例検討の機会を設けること。

#### 【制度や施策への反映が必要なこと】

地域生活を支える相談支援拠点のバックアップ、生活基盤である住まい・就労等に関する支援体制の充実、切れ目のない支援に向けたモデル事業の検討、制度・施策の見直しを図ること。

- 障害者が日常生活を送る上での相談、就労、金銭管理等、一人ひとりの地域生活を支える総合的で切れ目のないサポート体制づくりについて検討を進めること。
- 障害者グループホームの設置基準に関する規制緩和や軽度の知的障害者の地域生活を支援するために必要な報酬単価の設定、見直しを図ること。
- 救護施設等保護施設利用者の地域生活への移行に向けた取組みモデル事業を検討・発信し、その対策を講じること。
- 子どもが18歳に達するまで児童相談所で行っている障害者・家族に対する親子間・家族間の関わりのカウンセリングについて、18歳以降も相談できる体制を整備すること。
- 児童養護施設や母子生活支援施設等退所後の支援や仕組みづくりに対して、人件費を含めた体制整備を図ること。
- 社会的養護関係にある家庭への支援拠点の活動を支えるため、県・市町村行政間の共通理解を図るとともに、活動費の確保も含め行政のバックアップを行うこと。

#### (4) 関連する制度・施策

- 子どもの貧困対策推進法
- 障害者総合支援法
- 障害者差別解消法
- 障害者権利条約
- 生活保護法
- 生活困窮者自立支援法
- 再犯防止に向けた総合対策

### 3 高齢者・障害者等の生活を支える地域包括ケアの仕組みづくり

#### (1) 福祉現場の直面する課題

分野ごとの福祉サービスが整備されてきた一方で、高齢者の単身世帯や高齢者・障害者世帯の増加など、多様化・複合化した課題を抱え、切れ目のない支援を必要とする事例が増えている。支援者間の連携不十分等により、適切な福祉サービスの利用につながらず、社会的な孤立に陥りやすい状況がある。

障害のある人の高齢期を支える取組みについて、支援者の情報不足や利用者の費用負担等の問題から、適切な福祉サービスの選択や円滑な制度移行ができない状況があり、地域生活や福祉施設での支援のあり方を含めた高齢障害者支援の仕組みづくりが必要である。

地域包括ケアシステム（※2）の構築において、住民の主体的な参画を促進していくことが課題である。一方、民生委員児童委員活動については、その役割や活動が関係者に正しく理解される必要があり、制度・サービスと地域福祉活動の効果的な連携や協働のあり方が課題となっている。

#### 【①高齢者・障害者世帯の地域生活継続への支援】

- 障害のある本人への支援のみならず、家族の高齢化による疾病や入院等により、家族への支援の必要性が急増している。障害のある本人についても親族からの支援が必ずあるとは限らない中、家族の次に本人に寄り添う者が必要である。
- 高齢の家族の生活が、ともに高齢期といえる状況の障害者によって支えられており、見守りなど日常的な関わりを必要とする世帯が増加している。高齢と障害で別々のサービスでの対応とはいかないところもあり、家族全体をサポートするという考え方が必要であるが、本人、家族の地域生活の継続のための支援策の総合化に難しさがある。
- 障害があることが疑われる子と高齢の親の同居世帯や長期にわたるひきこもり等の家族がいる世帯が増加しており、親の高齢化に伴って、介護問題や子の経済的自立など世帯が抱える様々な生活課題が出現している。そうした世帯の多くは経済的な困窮に限らず健康などの複合的な課題を抱えているが、制度の構造的な縦割りの影響を受け、機関間の連携が不十分等の理由から福祉サービス利用につながらずに社会的孤立の状態に陥りやすいことがある。

（県障害者地域作業所連絡協議会、本会権利擁護推進部）

#### 【②障害者の高齢化と制度移行】

- 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、年齢による切り替えではなく、本人の意思を尊重した対応が図られつつあるが、地域包括支援センターやケアマネジャーが障害福祉サービス事業所等の情報を持っていないために情報提供が不十分で、本人が選択できない状況にある。障害福祉サービスから介護サービスに移行した場合でも、介護サービス事業所の雰囲気やプログラムに馴染めず利用を中断する事例もあり、年齢や障害内容に対してより柔軟に対応できる市町村事業である地域活動支援センターを活用する方もいる。
- 障害基礎年金のみで生活している人の場合、介護保険施設等の低所得者の支援の仕組みに該当はするものの、介護保険施設入所の受入れは厳しい実情があり、また、介護保険サービスの1割負担（応益負担）を持続できる見通しが立たない人もいる。

- 障害福祉入所施設は介護保険適用除外施設となっているため、施設入所者の場合、要介護認定を受けられず、親族宅への一時帰宅の際などに、地域の介護サービスを利用できない。
- 障害のある人の高齢化・重度化が進んでいるが、障害福祉分野では看取りへの対応や入退院を想定した支援体制の整備など、高齢期を支える仕組みづくりが課題となっている。
- 小規模な障害福祉サービス事業所の場合に、より重度な介護を必要とする障害のある人への支援が難しい面がある。さらに、地域での生活を支えるためには、介護保険の生活支援事業との連携を検討する必要がある。
- 救護施設利用者の要介護状態が進む中、介護職員の配置基準が支援実態に即していない。救護施設は介護保険適用除外施設であり、利用者が高齢となり介護保険施設での生活が必要となっても移管ができず、結果として、対象者の保護がスムーズに行われない状況がある。
- 障害のある人の生活歴を踏まえた地域生活や福祉施設での支援のあり方について、新たな高齢障害者支援の仕組みづくりが必要である。

（障害福祉施設協議会、更生福祉施設協議会、県障害者地域作業所連絡協議会）

### 【③地域生活を支える担い手の負担増】

- 地域包括ケアシステム構築に向けて「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新・生活支援総合事業）」の実施に伴い、生活支援・介護予防サービスの充実（※3）がいわれ、住民主体の活動やボランティアへの期待の高まりがあり、ボランティア等生活支援の担い手の発掘、養成などが実施されているが、その取組みに市町村の格差が見られる。
- 福祉活動の担い手不足の中で、民生委員児童委員に対し、住民からゴミ出しや電球交換等の支援が要請されるなど、本来の職務範囲を超える活動や業務の依頼が安易に行われやすい面があり、本来の役割や活動について普及啓発を図る必要がある。
- 家族や地域社会との関係が希薄となった結果として、「孤独死」や認知症による徘徊等を契機に行方不明となった「身元不明高齢者」、本来就学しているはずの「居所不明児童」、住民票を移さずに生活している住民の存在など、行政でも把握が難しい地域住民が増えている。民生委員児童委員には同じ地域に住む住民として、課題発見・つながり・調整・見守りなどが期待されているが、住民の見守り活動に不可欠な世帯（個人）情報について、民生委員児童委員に適切な情報提供が行われにくい状況もあり、民生委員児童委員個人や民児協組織のみで対応することは困難である。

（民生委員児童委員部会、市町村社協部会、県ホームヘルプ協会）

### 【④地域包括ケア体制の構築】

- 地域で生活する高齢者の中には、介護保険サービス利用料の1割負担分が支払うことができず、必要な介護保険サービスが受けられなかったり、利用を制限せざるを得ない人々が少なくない。しかも、地域社会とのつながりも持たず、社会的な孤立の状態に置かれている場合もある。
- 一定の年金所得のある高齢者の生活についても、ローン返済問題、買い物困難など、現行制度の狭間の課題がある。
- 大都市圏では、今後10年で急速に（後期）高齢者人口が増加する。健康寿命の増進、社会参加の促進、介護予防への取組みとして、高齢者の「サロン」的な居場所は相当数必要になると考えられる。

- 地域住民の当事者意識を高め、福祉のまちづくりに向けた住民の参画を促進していくことが課題である。
- 要介護状態等とならないための 65 歳以上の方を対象とした二次介護予防事業の参加率が低迷している。
- 地域では介護・医療機関の連携が進んでおらず、とりわけ介護予防を踏まえた病院と診療所の連携の課題が大きい。
- 内閣府地方創生推進室が、地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策として、子育て支援センターの整備、小さな拠点（多世代交流・多機能型）の整備など、地域づくりと密接に関連したテーマを挙げている。各省庁からそれぞれにまちづくりや地域づくりの方向性が出されているため、地域や福祉現場の混乱につながっている面がある。
- 地域包括ケアの実現に向けては、行政・医療・福祉・小地域福祉活動などの多様な担い手が連携していかなければならないが、それぞれが独自に取組んでおり、全体的な連携や調整が行われていない状況がある。

（老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、地域生活施設協議会）

## （２）課題解決に向けた現場の取組み

それぞれの地域の実情にあわせて、福祉施設、社協、住民組織などが、福祉サイドからのまちづくりの提案や地道な実践を展開している。地域包括支援センターを中心とした地域支援をはじめ、民生委員児童委員自らによる研さんの場づくり、地区社協やボランティア組織と行政、専門機関等とのネットワークづくりなどを進めている。

住民主体の支え合いに関しては、小地域での住民参加の福祉推進組織の形成、ふれあいいきいきサロンなどの居場所づくりなど、地域づくりに向けて様々な取組みを進めている。

こうした取組みの一方、地域包括ケアの仕組みづくりに向けて、福祉・医療等専門職と小地域福祉活動などの多様な担い手が連携して取組んでいくための環境整備は十分でない。

- 地域における住民主体の支え合いに関しては、小地域での住民参加の福祉推進組織が 365 組織、ふれあいいきいきサロンなどの居場所が 972 カ所、住民参加型福祉サービス実施が 11 カ所、地区ボランティアセンター設置が 8 社協と、地域づくりに向けて様々な取組みが行われている。（平成 26 年度市町村社協の現況報告。政令市を除く 30 市町村）
- 民生委員児童委員の活動しやすい環境整備にむけた関係機関への理解促進と広報活動の実施。
- 民生委員児童委員活動を支える民児協組織における情報共有・研さんの場づくり。
- 地域包括支援センターを中心とした地域支援。
- 福祉施設では、地区社協やボランティア組織、行政、専門機関等とのネットワークづくり。
- 企業・事業者との見守りネットワークづくり。
- 福祉施設、社協、住民などの福祉分野からのまちづくりの提案や地道な実践。
- 介護老人保健施設では、在宅生活支援機能、リハビリテーション機能、医療機能、サービス調整機能、訪問機能などについて研修等を実施。地域出前講座の実施等、地域包括ケアシステムの構築に向けて行政と連携した取組み。
- 市町村社協では、地域包括ケアシステムの構築に向けた「新・生活支援総合事業」における生活支援・介護予防サービスの充実について、特に、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発

掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置やサービス・活動を提供する多様な主体から成る協議体の組織化など、住民参加による生活支援サービスの充実を図る仕組みづくり展開への対応。

- 市町村社協では、行政に対して社協が生活支援コーディネーターの役割を担えるよう検討している地域、今後、配置を進める予定のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※4）に機能付加を調整している地域、生活支援サービス等の全活動団体の現状把握を進める地域等、各市町村社協における「新・生活支援総合事業」への積極的な関与。
- 県社協において、行政・社協地域福祉担当者連絡会等での情報交換や法改正と動向、対応をテーマとしたセミナー等の実施。
- 本人の身近な地域で従来の枠組みを超えた横断的な相談支援体制が求められることをふまえ、市町村の単位での、高齢・障害の分野を超えて様々な相談支援機関が連携体制を組み、市町村における「権利擁護・成年後見推進センター（機能）」の設置の検討。
- 県社協において、地域が抱える困難事例のケース会議や事例検討会への専門職の派遣や支援機関の連携・ネットワークづくりなどの支援。

（老人福祉施設協議会、障害福祉施設協議会、地域生活施設協議会、介護老人保健施設協議会、民生委員児童委員部会、市町村社協部会、本会権利擁護推進部）

### （3）提言項目

高齢障害者や高齢者・障害者世帯など、多様化・複合化した課題を抱えた個人や世帯に対して切れ目のない総合的な支援を必要とする事例が増えている。

しかし、現行の制度は対象者別に設けられており、柔軟な運用を図ることが難しいため、制度に本人の生活を合わせざるを得ない状況も起きている。

高齢分野の地域包括ケアの体制整備が進められているが、こうした現状を踏まえ、高齢者に限らない障害者も子どもも含めた地域包括ケアの仕組みづくりに向けて、次のとおり提言する。

#### 【本県の福祉関係者が協働で取組んでいきたいこと】

地域包括ケアを見据え、医療・福祉・小地域福祉活動の関係者による課題共有、実践事例の積み上げを進めること。

- 市町村、社協、事業者、NPOなどが連携を図り、地域包括ケアの推進に向けた担い手を確保する対策を進めること。
- ボランティア活動の継続的な支援に向けて、ボランティア活動グループの育成や交通費相当額の支給等を行うこと。
- 現役世代を対象とした介護に関する学習機会の確保、生涯を通じた福祉に関する教育や学習の機会の確保・提供をすること。
- 多機関連携による「見守り」活動を実施すること。
- 住み慣れた地域で安全に、安心して可能な限り自立した生活を続けるために、ゴミの整理やゴミ出し、電球の交換や買い物代行、外出支援など、日常生活を支援する多様なサービスが受けられる環境づくりを図ること。

- 行政や社協等に留まらず、介護保険事業者・障害福祉サービス事業所も含めた地域の関係者とのネットワークの構築を進め、より充実した生活支援事業を展開すること。
- 社会福祉施設として、制度の狭間にある人たちへの支援の仕組みづくり（配食サービス、金銭管理支援等）を図ること。
- 県や市町村においては、医療・福祉の様々な推進主体の連携の促進、包括的な取組みの推進に向け、全体的な調整役として役割を發揮すること。
- 市町村においては、地域包括ケアシステムに関する市町村独自の特徴を早急にデザインし、イニシアティブを發揮すること。モデル的に地域ケア会議（※5）を開催し自治会、老人会、消防、警察など地域の団体を巻き込む取組みを推進すること。
- 市町村の資源の違いを踏まえ、特に人口規模の小さい町村部での取組みに格差が生じないように、県・市町村でサービスの質・量の確保に向けた取組みを推進すること。また、市町村間で各々の取組みについての情報提供を充実すること。
- 「新・生活支援総合事業」は、介護保険等を財源としているが、地域包括ケアシステムをより推進するためにも、障害者や子どもの問題等も包含し、地域全体を支える事業となるよう柔軟な対応を図ること。
- 市町村地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定や推進における民生委員児童委員活動の理解の促進と課題に応じた役割分担・連携を進めること。

#### 【制度や施策への反映が必要なこと】

**高齢障害者、認知症高齢者の単身世帯などの現状と先進事例を把握し、モデル事業の実施・運営支援などの体制整備を図ること。**

- 高齢・介護現場と障害福祉現場との協働モデル事業の実施や、高齢障害者支援のための新たな政策の立案を図ること。
- 障害福祉サービス事業所に対する介護を必要とする高齢障害者支援のための人員配置の見直し、救護施設の介護職員の増員と施設事務費の見直しを図ること。
- 「新・生活支援総合事業」は、介護保険等を財源としているが、地域包括ケアシステムをより推進するためにも、障害者や子どもの問題等も包含し、地域全体を支える事業となるよう柔軟な対応を図ること。
- 市町村域で、それぞれの支援機関が把握している地域の課題を共有し、権利擁護の視点に立った支援機関、専門職等のネットワークづくりの中核を担う「権利擁護・成年後見（推進）センター（機能）」の設置を推進すること。

#### （4）関連する制度・施策

- 地域医療介護総合確保法
- 第6期介護保険事業・同事業支援計画
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
- 生活困窮者自立支援制度
- 障害者総合支援法

## 4 サービス提供基盤としての担い手の確保・育成

### (1) 福祉現場の直面する課題

少子高齢化の進展により、介護ニーズが増大する中、福祉・介護の人材確保について厳しい状況が続いている。また、県の推計では2025年までに介護職員が2.5万人不足すると言われている。

慢性的な人材不足により、定員まで受入れができず、待機者を抱えている実態がある。また、入所施設利用者の障害や疾病の重度・重篤化、児童福祉施設における発達障害・情緒障害のある子どもの増加に対して、利用者の受入れや一人ひとりに合った個別支援、専門性の向上にも大きく関わる課題である。

さらに、障害福祉のサービス等利用計画作成に関する特定相談支援では、現場の体制が追いつかないなど深刻な状況にある。福祉サービスを必要とする人が利用しにくい状況や対応困難事例を生じさせないためにも、職員の負担軽減を図りながら支援の実態に合わせた職員体制整備が求められている。

#### 【サービス提供基盤の充実】

- 法人・施設単位で募集をかけても応募がなく、求人にかかる年間費用が増大している。常勤職員の希望者が集まらず臨時・非常勤採用となっている。対応困難事例に対して、専門的スキルのない非常勤職員が関わらざるをえず対応しきれしていない。
- 入所施設では、介護職員不足のため空床を余儀なくされ、定員割れが解消されずに施設の経営に支障が生じている。また、人材確保が困難となり施設の新設が難しい等の影響が出ている。
- 慢性的な人材不足により、職員を研修会に参加させることができない。計画相談との連携を強化していくことも難しい。地域の支援ニーズを把握していても、施設入所者の支援に手一杯で、短期入所、日中一時支援などで対応しきれない状態にある。
- 福祉サービス第三者評価結果において、職員に対する研修の充実に関する課題が指摘されているが、日常業務の合間を縫って、職員の研修計画を立案、階層や目的にあった研修を実施していくことが容易ではない状況である。
- 福祉医療施設及びその法人が運営する福祉施設において、看護師等の慢性的な人材不足が課題となっている。そのため、病床数削減や患者の受入制限が見受けられる。
- 児童福祉施設等では、処遇困難児や発達障害児のある子どもの入所が増え、専門性の向上や個別支援に向けた施設機能の強化（職員数、体制）が必要になっている。
- 障害福祉サービスの処遇改善加算について、サービス提供責任者や相談員などには適用されないため、経験・研鑽をつみ、介護現場を離れた職員の給与が下がってしまう実態がある。福祉現場は、直接介助（介護）にあたる職員だけではなく、相談員・送迎担当者・調理師・栄養士・医療職をはじめ、支援現場の下支えとなる事務員・用務員も含めて成り立っている。人材の定着・育成に限った加算制度は、キャリアアップと給与体系の矛盾につながる。特に若い世代は将来性への希望が持てずにいる。
- サービス等利用計画の作成（特別相談支援）における相談事業の体制整備は急務である。相談支援事業所において、自治体からの要請により、相談支援事業所を持たない他法人事業所の利用者分もサービス利用計画を作成することにより、既に処理能力の限界も越えている。各相談支援事

業所においてはできる限り配慮をしているが、相談員が専従してサービス等利用計画作成に当たれるほどの人員を割ける事業所は少ない。

(経営者部会、児童福祉施設協議会、老人福祉施設協議会、障害福祉施設協議会、社会就労センター協議会、福祉医療施設協議会、介護老人保健施設協議会、本会福祉サービス推進部)

## (2) 課題解決に向けた現場の取組み

福祉の仕事の魅力やイメージアップにつながる取組みをはじめ、実習生の積極的な受入れ、就職相談会の実施、専門学校・大学への訪問などを実施している。

裾野を広げる取組みとして、中高年・外国人・子育て等で現在就労していない女性などを対象とした介護職員初任者研修等の実施のほか、業務分析をはじめ働きやすい業務内容の細分化や就労時間等の見直しに着手している。

個別ニーズに沿った雇用や施設独自の人員配置、職場内研修計画の立案と実施、資格取得等に向けた奨学金制度、事業所内保育所開設など担い手の確保・育成に取り組んでいる。

また、福祉人材センターとして、労働局・ハローワーク・県看護協会・ナースセンター等の関係機関・団体と連携して就労支援に取り組んでいる。

しかし、現状でも慢性的な人材不足が続いており、福祉・介護人材の確保・定着・育成に向けた総合的な取組みの推進が求められている。

- 施設の魅力・余暇の活用方法等に関する工夫を凝らしたPRパンフレットの作成。
- 福祉・介護人材確保に向けた担い手の裾野を広げるため、仕事内容の正しい理解やイメージアップのための取組みを様々な年代層に対して実施。
- 国の配置基準に上乗せした施設独自の人員配置の実施。
- 病院や企業等の院内・企業内保育所にならった保育所開設。
- 実習生の積極的な受入れ。就職相談会の実施、専門学校・大学への訪問。
- 福祉施設における職場研修計画の立案と実施。OJTによる人材育成。
- 個別ニーズに沿った雇用の実施。
- 経営者部会における私立大学就職研究会との連携。大学就職担当者、学生向け施設見学ツアーの実施。
- 福祉人材研修センターで事業者向け研修の実施。
- 資格取得等に向けた奨学金制度の実施。
- 福祉人材センターや保育士・保育所支援センターに見られるように、福祉・介護、保育に特化した無料職業紹介事業とハローワーク等との情報共有等の具体的な連携。

(経営者部会、各種別協議会、本会福祉人材研修センター)

## (3) 提言項目

慢性的な人材不足により、定員まで受入れができず、待機者を抱えている実態のほか、専門性が求められる福祉・介護職員の資質向上等が大きな課題となっている。

入所施設利用者の障害や疾病の重度・重篤化、児童福祉施設における発達障害・情緒障害のある子どもの増加等により、利用者の受入れや一人ひとりに合った個別支援、専門性の向上にも大きな影響が出ている。

福祉サービスを必要とする人が利用しにくい状況や対応困難事例を生じさせないためにも、職員の負担軽減を図りながら支援の実態に合わせた職員体制整備が求められている。

こうした現状を踏まえ、サービス提供基盤としての担い手の確保・育成について、次のとおり提言する。

### 【本県の福祉関係者が協働で取組んでいきたいこと】

福祉の仕事に対する普及啓発、定着に向けた人材育成、働きやすい環境づくりを関係機関・団体の参加・協働により実現していくこと。

#### <①しごとのイメージアップ>

- 福祉・介護の専門性を伴った魅力や誇りある仕事として、業界全体の底上げや環境整備に、行政とも連携して公私協働の取組みを進めること。
- マスメディアを活用したイメージアップ戦略や、介護職員のキャリアだけでなく、施設所在の地域特性を知り、将来のライフプランを描くことができるような情報の発信の検討を図ること。

#### <②働きやすい環境整備>

- 求職者が将来にわたる生活設計を描けるような給与体系の提示を図ること。
- 就職後の一定期間の家賃補助の検討を図ること。
- 事業所における研修体制を整えるための支援や研修機関による研修を受講しやすくするなど、事業所を取り巻く環境整備、人材育成に対する支援策の充実を図ること。
- 地域・広域を単位とした様々な取組み、その一つとして福祉・介護の施設・事業所による共同設営での保育所運営等、子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進を図ること。
- 福祉・介護人材の定着や専門性向上のための環境づくりの一環として、施設・事業所の内外での研修への参加や仲間づくりの取組みを推進すること。

#### <③担い手の裾野を広げる取組み>

- いわゆる潜在有資格者（介護福祉士、看護師、保育士等）の再就職支援のための登録制度等の実施や運営に協力すること。
- 修学資金貸付、償還免除制度の普及促進を図ること。
- 中高年層など多様な年齢層でも対応できる介護等の業務分化等の取組みの促進を図ること。
- 福祉・介護の人材確保が難しい中、市町村・社協・事業者・NPOなどが連携を図り、担い手の確保対策を進めること。

### 【制度や施策への反映が必要なこと】

サービス提供基盤整備に伴う財源確保、担い手の確保に向けた広報活動の充実、定着に向けた事業所に対する支援の充実など、福祉サービスの質の向上を目指した対策を講じること。

- 福祉サービス提供現場の実態に即した報酬単価の改定を図ること。
- 国において、適正なサービス等利用計画作成のために人材確保の財源や経過措置の見直し等を行うこと。
- 処遇改善加算の条件である「直接介護職」について現状を鑑み、サービス提供責任者・相談員等を含めること。
- 看護師確保対策に対する支援、看護師の労働条件・環境の改善を図ること。

- 児童養護施設等措置施設において、施設の実態に合った定数の見直し、並びに必要な職員の確保など、社会的養護推進のために十分な予算確保を図ること。
- 福祉・介護の人材確保に向けたイメージアップ対策の強化や各団体等への支援を充実すること。
- 上記【本県の福祉関係者が協働で取り組んでいきたいこと】②③の取り組みに対する助成金等の充実を図ること。
- 福祉サービスの質の向上に向けて、第三者評価の受審促進のためのインセンティブの導入を図ること。
- 市町村において、各相談支援事業所で相談員が専従して業務に当たれるよう、市町村単独の時限付きの人件費補助や個別加算等を行うなど、市町村と事業所が協働してサービス等利用計画作成に取り組むこと。県において、市町村障害者地域生活サポート事業としてメニュー化すること。

#### **(4) 関連する制度・施策**

- 地域医療介護総合確保法
- 地方版総合戦略
- 規制改革実施計画
- 子ども・子育て支援法
- 障害者総合支援法
- 第6期介護保険事業・同事業支援計画

## ＜参考＞関連する制度・施策動向の一部補足説明

### （※1）合理的配慮の基本的な考え方

権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

【内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を基に本会作成】

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

### （※2）地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現すること。

【厚労省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」を基に本会作成】

### （※3）新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う生活支援・介護予防サービスの充実

- 介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。
- 要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護および介護予防通所介護を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画する多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととした。
- 総合事業の実施にあたっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。このため、地域支援事業に新たに設けられた生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るための事業を活用しながら、地域において、NPOやボランティア、地縁組織等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に企画し、実施することが望ましい。
- 生活支援等サービスの体制整備にあたっては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社協、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材

センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域づくりを推進していく必要がある。

○その際、「生活支援コーディネーター」の配置や協議体の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう進める。

生活支援コーディネーターは、第1層から第3層に区分され、その役割は次のとおり整理される。

・第1層(市町村に配置される人材)

市町村レベルにおいて、市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する。

・第2層(中学校区・日常生活圏域レベルに配置される人材)

中学校区や日常生活圏域レベルにおいて、圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する。

・第3層(生活支援サービス提供組織)

生活支援サービスの提供組織に置かれ、利用者へのサービス提供を行う。

【厚労省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」、神奈川県「県地域福祉支援計画」を基に本会作成】

#### (※4) コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものである。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことをいう。

【大阪府ホームページ「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」を基に本会作成】

#### (※5) 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

○医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。

○個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。共有化された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策課題につなげる。

【厚労省「地域ケア会議推進に係る全国担当者会議(平成25年9月)」を基に本会作成】

## 【第Ⅱ部】部会・協議会・連絡会等からの提言

第Ⅱ部では、本会の会員組織である部会・協議会・連絡会から提出された全提言項目について、関連する制度・施策を基に整理したものであり、国・県・市町村及び福祉関係機関・団体等に対して次のとおり提言する。

### 1 生活困窮・生活保護に関する提言【6項目】

#### (1) 着目する制度・施策

- 生活保護制度
- 生活困窮者自立支援法
- 子どもの貧困対策推進法
- 再犯防止に向けた総合対策

#### (2) 提言項目

No.	福祉現場の直面する課題	提言項目
①	<p>救護施設利用者の要介護状態が進む中、介護職員の配置基準が支援実態に即していない。</p> <p>救護施設は介護保険適用除外施設であり、利用者が高齢となり介護保険施設での生活が必要となっても移管ができず、結果として、対象者の保護がスムーズに行われない状況がある。</p>	<p>○救護施設の介護職員の増員と施設事務費の見直し。救護施設の住所地特例の設定。</p> <p>【第Ⅰ部】3の再掲</p>
②	<p>救護施設利用者の高齢化に伴うADLの低下、施設での生活と地域での生活とのギャップ等により、自立支援と地域生活移行に向けた取り組みや利用者支援の再構築が必要である。</p> <p>障害のある利用者の地域移行については、まず、障害者グループホーム等住まいの確保に向けた不動産業者や地域住民の理解が必要である。</p> <p>日常生活を送る上での相談、就労、医療、金銭管理等のサポート体制は発展途上である。</p>	<p>○救護施設等保護施設利用者の地域生活への移行に向けた取り組みモデル事業の検討。</p> <p>【第Ⅰ部】2の再掲</p> <p>○障害のある人たち一人ひとりの地域生活を支える総合的で切れ目のないサポート体制づくりの検討。</p> <p>【第Ⅰ部】2の再掲</p>
③	<p>救護施設として、本来事業を進めながら、地域における潜在的な生活困窮者の実態を把握することは困難である。</p>	<p>○行政・社協・施設が連携した生活困窮者支援システムの構築。</p>
④	<p>刑務所等矯正施設退所後に、生活保護の実施に空白期間が生じたり、福祉施設や地域とのトラブルにより、社会的なつながりが途絶えるケースが散見される。</p> <p>福祉的支援や役割分担について、関係者の認識</p>	<p>○関係者がお互いの役割について理解し合い、前向きに支援の可能性を探るための事例検討の機会づくり。</p> <p>○矯正施設退所者のための支援の研究と政策の立案。司法と福祉の専門性と役割分担に</p>

	に相違が生じており、支援を難しくしている。	関する省庁間での合意形成。 【第I部】2の再掲
⑤	<p>市町村社協において、社会的孤立や経済的困窮の状態にある方を自立につなげるという生活困窮者自立支援法の必要性は認識されている。</p> <p>しかし、同法の概念や事業自体への社会的な理解が十分に進んでいるとは言い難く、各自治体の考え方や取組み、体制の違いが生活困窮者への支援の差につながる懸念がある。</p>	<p>○社協の役割や特性を踏まえ、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業等と連携した生活困窮者自立支援に向けた取組みの推進。</p> <p>○同法に係る委託事業や社協の生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業等の職員体制に関する国・県の財源確保。</p> <p>○市町村ごとに生活困窮者の抱える課題や支援のあり方を情報交換。ガイドライン作成等の支援策を行政や社協で包括的・継続的に協議し連携関係を構築。</p> <p>○利用者への周知、行政・社協や関係機関・団体の役割等を県として明確に発信し事業を牽引。</p>
⑥	再犯防止に向けた更生保護活動として、社会における居場所と出番を作る必要がある。	○就労先の開拓に向けた社協の積極的な取組みの推進。

(更生福祉施設協議会、市町村社協部会、県更生保護協会、本会地域福祉推進部)

## 2. 高齢福祉に関する提言【14項目】

### (1) 着目する制度・施策

- 地域医療介護総合確保法
- 第6期介護保険事業・同事業支援計画
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
- 災害対策基本法

### (2) 提言項目

No.	福祉現場の直面する課題	提言項目
①	介護報酬の地域区分見直しで、足柄上郡の地域級地が下がるなど、介護報酬マイナス改定に併せ、経営に深刻な影響が出ている。	○都道府県同一の地域区分で設定することを基本に、都市部における人件費、物件費の高さ等に鑑み、地域実情に併せた地域区分を設定。
②	入所施設では、介護職員不足のため空床を余儀なくされ、定員割れが解消されずに施設の経営に支障が生じている。	○マスメディアを活用した介護職のイメージアップ戦略が必要。 ○介護職員が施設所在地の地域特性を知り、将来のライフプランを描くことができるような情報の発信。 ○求職者の生活設計が描けるような給与体系の提示（介護報酬人件費率の見直し）。 ○修学資金貸付・償還免除制度の普及促進、就職後の一定期間の家賃補助等、福祉・介護人材確保に向けた対策の充実。 <div style="text-align: right;">【第I部】4の再掲</div>
③	介護業務において、業務上疾病の多くは腰痛で占められている。介護支援ロボットの開発が進んでいるが、購入価格が高額なため、施設現場には普及がされにくい。	○介護支援ロボットの一定期間の無償貸与、購入費の補助。
④	消費増税により介護用品にかかる介護者負担の増加が懸念されている。	○要介護者の生活必需品となる介護用品・介護機器等に関する消費税軽減税率の適用。
⑤	福祉のまちづくりに向けた住民参加、住民を取り巻く介護・医療機関の連携、介護予防を踏まえた病院と診療所の連携、一定の年金所得のある高齢者の生活の維持に向けた取組み等が課題となっている。	○社会福祉施設による制度の狭間にある人たちへの支援の仕組みづくり（配食サービス、金銭管理支援等）。 ○ボランティアグループの育成。交通費程度を助成するなど、ボランティア活動継続の支援。 ○現役世代を対象とした介護に関する学習機会の確保。

		<p>○居宅介護支援事業所評価加算の見直し、介護度改善の評価と自立支援への適正給付。</p> <p>○予防意識啓発に向けた介護保険サービス未利用者へのインセンティブの設定。</p> <p style="text-align: right;">【第I部】3の再掲</p>
⑥	<p>大規模災害発生時に各福祉施設間で連携することは、施設利用者の継続的な生活支援はもとより、福祉避難所など地域福祉の拠点としての役割を果たす上でも重要であるが、災害発生時のBCP（業務継続計画）の体制整備が課題となっている。</p>	<p>○BCP策定を後方支援する研修等の実施。先行事例の検討の機会づくり。施設間相互協力を促進するブロック間支援体制の充実。</p> <p>○施設の基盤整備に向けた支援方策の充実（必要な物資・生活必需品の提供と備品スペースの確保、ガソリンの優先利用等車両の指定がなされるような施策の充実、建物の耐震化や建て替え支援）</p>
⑦	<p>福祉医療施設及びその法人が運営する福祉施設において、看護師等の慢性的な人材不足が課題となっている。病床数削減や患者の受入制限が見受けられる。</p>	<p>○看護師確保対策（県立高校との進学相談会の合同開催、看護師合同就職説明会の広報活動支援、奨学金制度の充実）。</p> <p>○看護師の労働条件・環境の改善（院内保育施設運営の補助、子育て支援策の補助）。</p> <p style="text-align: right;">【第I部】4の再掲</p>
⑧	<p>行政・医療・福祉・小地域福祉活動関係者などの多様な担い手が連携した地域包括ケアシステムの構築に向けて、全体的な連携や調整が行われていない状況がある。</p>	<p>○県や市町村が全体的な調整役として役割を果たすとともに、モデル的に地域ケア会議を開催し、地域全体で2025年のあり方を議論する機会づくり。</p> <p style="text-align: right;">【第I部】3の再掲</p>
⑨	<p>介護老人保健施設の保健・医療や介護・福祉の公共性を評価し、「新・生活支援総合事業」における予防給付の見直しの一環で、通所リハビリテーションのスペースを介護予防リハビリサロンとして活用するなど、健康寿命の増進、高齢者の社会参加に資する可能性を検討する必要がある。</p>	<p>○市町村において、介護予防リハビリサロンへの賛同と予算化の検討。</p>
⑩	<p>民生委員児童委員には、様々な業務の依頼が安易に行われやすい面があり、市区町村サービスの不足を補うための担い手として民生委員児童委員の負担が増えることが懸念される。</p> <p>課題発見・つなぎ・調整・見守りなどが期待されているが、民生委員児童委員個人や民児協組織のみで対応できることはない。</p>	<p>○市町村地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定や推進における民生委員児童委員活動の理解促進と課題に応じた役割分担・連携の推進。</p> <p>○見守り活動について、行政や関係機関等と連携して行われるべきであるという認識づくりと民生委員児童委員の役割の明確化。</p> <p>○民生委員児童委員の力量を高めるための民児協への支援。</p>

		<p>○新たな担い手確保に向けた、選任のあり方、民生委員制度の周知対策の検討。</p> <p>【第I部】3の再掲</p>
⑪	<p>「新・生活支援総合事業」では、生活支援コーディネーターの配置やサービス・活動を提供する多様な主体から成る協議会の組織化など、住民参加による生活支援サービスの充実を図る仕組みづくりが展開されることになり、社協は対応していく必要がある。</p> <p>特に人口規模の小さい町村部での取組みに格差が生じることが考えられる。</p>	<p>○障害者や子どもの問題等も包含した地域包括ケアシステムを推進するためにも、地域全体で支える事業となるよう柔軟に対応。</p> <p>○県として、サービスの質・量を確保するための取組みを推進。</p> <p>○行政や社協、介護保険事業者等も含めた地域関係者のネットワークの構築。協議体としての側面を持つ社協の存在は重要であり、より充実した生活支援となるような連携した事業展開。</p> <p>【第I部】3の再掲</p>
⑫	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、ボランティア等生活支援の担い手養成・発掘などが実施されているが、その取組みに市町村の格差が見られ、サービスの質の確保、担い手の確保が課題である。</p>	<p>○有資格者に限らず、ボランティアも確保が難しい中、市町村・社協・事業者・NPOなどが連携し、担い手の確保対策を推進。</p> <p>【第I部】3の再掲</p>
⑬	<p>住み慣れた地域で安全に、安心して可能な限り自立した生活を続けるために、ゴミの整理やゴミ出し、電球の交換、買い物代行、外出支援など、日常生活を支援する多様なサービスが受けられる環境づくりが必要である。</p>	<p>○日常生活を総合的に支援する多様なサービスが受けられる環境づくり。</p> <p>○地域住民に向けて、生涯を通じた福祉に関する学習機会の確保。ボランティア活動に参加できる環境づくり。</p> <p>【第I部】3の再掲</p>
⑭	<p>各省庁からまちづくりや地域づくりの方向性が出され、地域や福祉施設の混乱につながっている面がある。</p> <p>中央官庁主導型のまちづくりや地域づくりが屋上屋を架すことになっている状況がある。</p>	<p>○福祉施設、社協、住民等の福祉サイドからのまちづくりの提案や地道な実践が不可欠であることを発信。</p> <p>【第I部】3の再掲</p>

(老人福祉施設協議会、福祉医療施設協議会、地域生活施設協議会、介護老人保健施設協議会、民生委員児童委員部会、市町村社協部会、県ホームヘルプ協会)

### 3. 障害福祉に関する提言【21項目】

#### (1) 着目する制度・施策

- 障害者総合支援法
- 障害者差別解消法
- 優先調達推進法
- 障害者権利条約

#### (2) 提言項目

No.	福祉現場の直面する課題	提言項目
①	障害者地域生活サポート事業と障害者グループホーム等運営費補助事業について、県から市町村への交付金化に伴い、市町村間でのサービス格差が懸念される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村による既存事業の継続と新規サービスの拡充。</li> <li>○県による市町村間の情報交換の機会設定や、市町村ごとにサービスの内容・質に差異が生じないような指導・働きかけ。</li> </ul>
②	サービス等利用計画（特定相談支援）作成率について、市町村で大きな格差がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村において、各相談支援事業所で相談員が専従できるような市町村単独の時限付きの人件費補助や個別加算。</li> <li>○県において、市町村障害者地域生活サポート事業としてメニュー化。</li> <li>○国において、適正なサービス等利用計画作成の人材確保の財源や経過措置の見直し。 【第I部】4の再掲</li> </ul>
③	高齢化・重度化が進む障害福祉分野において、高齢者福祉という看取りや入退院を想定した支援体制の整備など、高齢期を支える仕組みづくりが課題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢・介護現場と障害福祉現場との協働モデル事業の実施、高齢障害者支援のための新たな政策の立案、介護を必要とする高齢障害者支援のための人員配置基準の見直し。 【第I部】3の再掲</li> </ul>
④	生活介護事業では、障害種別によってサービス提供事業所の設備投資・運営費に大きな格差が生じている。例えば、身体障害の場合は、入浴支援ニーズが多く、支援に要する職員配置や高熱水費の負担が異なっている。 利用定員やサービス提供時間に応じた人員配置のみに着目した画一的報酬体系となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活介護事業の具体的な支援内容（送迎内容・入浴支援・食形態支援等）を評価した加算方式の導入。</li> </ul>
⑤	重度重複障害児・者の地域生活への移行に向けて、住まいや福祉サービスのハード面の改善と、支援に必要な専門知識・経験などソフト面の両面を整えていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループホーム設置基準の規制緩和。</li> <li>○重度重複障害児・者支援に関する専門知識・支援スキルを学ぶ場づくり。</li> <li>○ノーマライゼーションやソーシャルインク</li> </ul>

		<p>ルーション理念に関する教育機会の確保。</p> <p>【第I部】2の再掲</p>
⑥	<p>比較的軽度の知的障害者が地域で生活していくための支援が不足している。どのような生活をしたかという希望や意思表示が明確であっても、事業所職員も含め地域の支援者を確保することが難しく、障害基礎年金だけでは、本人の希望に沿った生活の実現は難しい。</p>	<p>○比較的軽度の知的障害者の地域生活を支援するために必要な報酬単価の設定と地域における協力者の確保。</p> <p>【第I部】2の再掲</p>
⑦	<p>3障害一元化の方針から、精神障害のある方と知的障害のある方が同施設内で生活しているが、限られた体制の中で様々な障害特性に応じた支援を求められ、職員が疲弊している状況がある。</p>	<p>○障害種別・程度など障害特性に応じた支援拠点の棲み分け。</p>
⑧	<p>障害福祉サービスの処遇改善加算は、サービス提供責任者や相談員などには適用されないため、介助現場を離れた職員の給与が下がってしまう実態がある。直接介助に限った加算制度はキャリアアップと給与体制の矛盾につながり、特に若い世代は将来への希望が持てずにいる。</p>	<p>○処遇改善加算の条件である「直接介護職」について現状を鑑み、サービス提供責任者・相談員を対象に含めること。</p> <p>○マスメディアを通じたイメージアップ、職員配置基準、報酬単価の見直し。</p> <p>【第I部】4の再掲</p>
⑨	<p>特別支援学校等でのアセスメントの結果、就労継続支援B型の利用が適当とされた場合でも、B型利用要件を満たすまでの期間、就労移行支援事業の利用から始めなくてはならない。利用者本人にも適当でない事業の利用を強いることで、意欲の喪失や挫折感につながりかねない。</p>	<p>○特別支援学校等でアセスメントを受けた卒業生については、就労継続支援B型利用要件の撤廃。</p>
⑩	<p>就労移行支援事業について、標準支給期間（標準24カ月、延長12カ月）の制限があるため、一般企業への就職に必要な知識や技術の習得前に支援を打ち切らざるをえない場合がある。引き続き意欲を持って取組む制度の枠組みが用意されていないため、就職を希望する人にとって意欲を低下させることになっている。</p>	<p>○アセスメント、計画作成、モニタリングを要件としたうえで、就労移行支援標準支給期間の拡大もしくは撤廃。</p>
⑪	<p>県では、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針を定め、障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達について、ホームページ等で周知しているが件数が伸びていない。</p> <p>また、優先調達推進法の施行に伴い、法律の趣旨への誤解が一部企業等に生じている。</p>	<p>○優先調達法の周知・理解促進。周知方法の工夫</p> <p>○行政による障害者就労施設等への作業等の発注。</p> <p>○共同受注窓口機能に関わる行政からのバックアップ。</p>
⑫	<p>職業訓練活動の安定的な実施に向けた課題として、前年度の工賃実績が、前々年度を下回ると、</p>	<p>○高工賃（最低賃金の3分の1以上）が達成できていることを評価する加算への変更。</p>

	高い工賃実績を残しても全く評価されない。加算算定がされなくなるのを恐れ、工賃実績を調整する動きが生じている。	<p>○目標工賃達成加算から高工賃達成加算へと名称を変更。</p> <p>○高い目標を掲げて工賃向上に向かって努力できる環境づくり。前年度工賃実績が原則、前々年度の工賃実績以上、前年度の工賃実績が、都道府県に届けた目標工賃額以上という2条件の撤廃。</p>
⑬	障害者の地域生活支援事業や権利擁護の推進に向けて、当事者や関係団体の連携強化や行政の意識向上、地域住民や民生委員児童委員等の理解促進をどのように進めていくかが課題である。	○障害児・者及びその家族が抱える問題や不安に寄り添っていくことができるように、行政が一方向的に進めるのではなく、社協を含め、協働していく団体との十分な協議と相互理解の推進。
⑭	65歳以上の障害のある人が、障害福祉サービスの継続か介護保険サービスの併用かは利用する側の意思や生活状況を十分踏まえる必要がある。	<p>○市町村における「高齢障害者の自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(厚生労働省通知)の共有。</p> <p style="text-align: right;">【第I部】3の再掲</p>
⑮	老老介護、老障介護の現状は更に進んでいる。	<p>○親族に頼ることができない世帯の家族支援の対策の充実。</p> <p style="text-align: right;">【第I部】3の再掲</p>
⑯	障害者地域作業所など、小規模事業所が住民ニーズの第一発見者や相談者となっている現状がある。	<p>○地域福祉を重点化した制度設計。</p> <p>○身近な場所の相談者として、障害者小規模事業所の役割を評価。</p>
⑰	手話言語条例が制定されたが、情報提供を必要としている人は、聴覚障害のある人だけでなく、知的障害・自閉症のある人など多様である。	○各市町村において、知的障害のある人を対象としたコミュニケーション支援を展開。
⑱	「神奈川県重度医療費助成制度」における精神障害者への医療費助成は、精神障害者保健福祉手帳1級通院しか助成されていない。	○2級通院、2級入院など段階的な改善策の充実。
⑲	精神障害者にはJR・民鉄等の鉄道運賃や航空運賃、バス・タクシー・旅客船運賃、高速道路通行料金等の交通運賃の割引(半額)が適用されていない。	○公共交通機関に対する働きかけの強化。
⑳	<p>重度重複障害者や医療的ケアが必要な人が、地域で生活していくために必要な住まいの確保や生きがいつくりに向けた支援が不足している。</p> <p>また、地域における支え合い活動や教育・療育支援体制の充実が必要となっている。</p>	<p>○重度重複障害者や医療的ケアが必要な人のグループホーム設置。県央福祉圏域の医療介護型施設の増床と新規施設の設置。湘南東部福祉圏域の療養介護施設の設置。</p> <p>○日中活動の選択肢の増加。特別支援学校に通う医療的ケアが必要な子のスクールバスの利用。特別支援学校での郊外学習への参加(親の付き添いなし)。18歳を過ぎた障</p>

		<p>害者及び家族への相談支援体制の構築。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県所管の施設・病院のバリアフリー化促進。県障害者差別解消条例の制定。生活介護サービスの報酬単価の県による激変緩和措置。</li> <li>○特別支援学校に通学する障害児の就学前検診を居住地区の学校で実施。特別支援学校への専門職の教員と同等の配置。湯河原真鶴地区の小田原養護学校の分校の設置。特別支援学校でのICT機器の導入。</li> <li>○合理的配慮として、保育園、幼稚園での障害児の受入れの推進。</li> </ul>
⑳	<p>障害者権利条約を批准したが、本来の目的である「障害者の人格及び基本的自由の享有」について、地域での展開の方向性が見えにくい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入、全国規模での福祉職場の啓発、障害者・高齢者支援機能を併設する複合施設の設置推進。 【第I部】4の再掲</li> </ul>

(障害福祉施設協議会、社会就労センター協議会、市町村社協部会、県障害者地域作業所連絡協議会、じんかれん、県肢体不自由児者父母の会連合会、県自閉症児・者親の会連合会)

## 4. 子ども・若者・家族福祉に関する提言【11項目】

### (1) 着目する制度・施策

- 子ども・子育て支援法
- 社会的養護関係施設における第三者評価推進事業
- 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進
- 子どもの貧困対策推進法
- ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
- 改正配偶者暴力防止法

### (2) 提言項目

No.	福祉現場の直面する課題	提言項目
①	児童養護施設等では、処遇困難児や発達障害のある子どもの入所が増え、その対応に専門性の向上や個別支援の強化が必要である。	○施設の実態に合った定数の見直し、並びに必要な職員の確保など、社会的養護推進のための十分な予算確保。 【第I部】4の再掲
②	複合的な課題を抱える母子世帯が地域で孤立する前に予め支援や関わりが必要である。	○妊娠中から母子生活支援施設へ入所できるような制度整備。 【第I部】1の再掲
③	基本的生活（衣食住）の安定とともに、児童養護施設等でのきめ細やかな支援を行うための人材確保（ボランティアも含む）が必要である。	○福祉系大学の学生のインターン制度整備。 ○地域の子どもの含め、子どもへの生活訓練等が施設内のスペースで展開できるような職員の増員。 【第I部】1の再掲
④	母子生活支援施設において、DV被害により緊急入所となった場合、就労等の生活基盤を失い、生活保護の適用を受けて生活再建を目指すことになるが、家具什器費の特別基準の設定及び適応対象品が現在の生活水準と合っていない。	○国において、生活保護の家具什器費の特別基準の設定及び適応対象品を一般的な年収の世帯の生活水準に引き上げ。 【第I部】1の再掲
⑤	母子生活支援施設において、被虐待児受入加算は1年間のみ適用であり、以降は加算がないまま被虐待からの回復のための特別な配慮及び支援を実施せざるを得ない状況がある。	○被虐待児受入加算における1年間の期間制限を入所契約期間と同じ2年間に拡充。 【第I部】1の再掲
⑥	母子生活支援施設の入所期間中に非保護世帯となり退所しても、生活保護受給時より生活が苦しくなる実態があり、経済的自立へのモチベーションが著しく低下している現状がある。	○低所得世帯が安心できる生活保障や子育て、教育等の対策の充実。 ○貧困の連鎖を防ぎ、生きる力を子どもが身につけるために、資格取得を推奨する施策の充実。 【第I部】1の再掲
⑦	子ども・子育て支援新制度の目的は、国・県・市町村の事務分担により推進されるものである。	○全県一区の考え方による保育所事務手続きの検討。 ○県西部における保育士・保育所センターの開所等の保育士確保対策の充実。

⑧	<p>保育所において、福祉サービス第三者評価の受審件数が伸び悩んでいる原因の一つとして、受審に係る費用負担が挙げられる。</p>	<p>○第三者評価受審促進に向けた事業費補助等の対策の充実。</p>
⑨	<p>保育所の福祉サービス第三者評価結果では、「更なる地域社会への支援の力となるように」「保育環境を向上させるための地域資源のより一層の活用」といった改善点が挙げられている。</p> <p>地域社会との交流を図る動きが広がりつつある一方で、事業計画上の子育て相談や交流事業に対する地域の関心や参加率が低い状況にある。</p>	<p>○保育所の地域向け活動に対する行政をはじめとした地域福祉に携わる様々な関係機関・団体の支援や協力。</p>
⑩	<p>外国語を母国語とする子ども並びに経済的理由で塾に通えない子どもへの学習指導、子育て支援プログラムなどの課題に取り組む福祉施設もあるが、子どもの学力格差は拡大している。</p>	<p>○学習支援を行うボランティアの発掘と場所の確保。 【第I部】1の再掲</p>
⑪	<p>個人情報保護により、県子ども家庭課から事故直後の紹介がなくなり、県交通遺児家庭の会と当事者とのルートが閉ざされ、現在や将来に悩みを抱えている人に情報を届けられず、入会希望者が減少している。</p>	<p>○市町村福祉関係部局への県交通遺児家庭の会活動の周知。関係機関・団体の広報媒体を通じた周知。</p>

(児童福祉施設協議会、母子生活支援施設協議会、保育協議会、地域生活施設協議会、県交通遺児家庭の会、本会福祉サービス推進部)

## 5 権利擁護に関する提言【5項目】

### (1) 着目する制度・施策

- 生活困窮者自立支援法
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
- 障害者総合支援法
- 障害者差別解消法
- 障害者権利条約

### (2) 提言項目

No.	福祉現場の直面する課題	提言項目
①	<p>福祉サービスの利用につなげられない方は社会的孤立の状態に陥りやすく、権利擁護が十分でないことが見受けられる。</p> <p>多課題世帯や長期ひきこもり等が増加しており、その多くは経済的な困窮に限らず健康等の複合的な課題を抱えているが、社会的なサービスの対象とならないことも多い。</p> <p>制度の構造的な縦割りの影響を受け、機関間の連携が不十分等の理由から対応に苦慮している。</p>	<p>○支援機関が把握している地域課題を専門職等と共有しながら、権利擁護の視点に立った総合的な相談支援ネットワークを形成するためには、分野を越えて支援機関をつなげていくための旗振り役と伴走役が不可欠であり、市町村において、その役割を担う「権利擁護・成年後見（推進）センター（機能）」の設置を推進。</p> <p style="text-align: right;">【第I部】3再掲</p>
②	<p>日常生活自立支援事業につながる潜在的なニーズがどの地域でも多数存在している。</p>	<p>○潜在的ニーズに対応する市町村社協への支援を維持、強化していくための必要な事業費の確保。</p>
③	<p>社会的孤立の解消に向けて、専門職には本人と地域とのつながりを再構築するための働きかけが求められている。</p>	<p>○地域ケア会議の必須化を踏まえ、事例を通じた専門職と地域住民活動との連携促進（小地域を基盤とした発見から相談・解決・見守り・再発防止まで）。</p> <p style="text-align: right;">【第I部】3再掲</p>
④	<p>市民後見人の養成並びにそれを支えるための仕組みとしての法人後見事業が行われているが、その取組みに地域格差が生じている。</p>	<p>○町村部の市民後見人の人材育成及び推薦などの養成事業の速やかな実施に向けた基金事業や地域支援事業、地域生活支援事業における十分な予算確保。</p>
⑤	<p>成年後見制度について、資産が少なく、後見人への報酬が支払えない人には後見人候補者が見つかりにくい現状がある。それを補完するための成年後見制度利用支援事業は、ニーズに対応するだけの十分な予算が確保されていない場合があり、市町村長申立てが進みにくい現状がある。</p>	<p>○市町村における財源確保。市町村長申立て担当者への制度の普及啓発・情報提供。</p>

（本会権利擁護推進部）

## 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

## 政策提言委員会 委員名簿

(任期:平成27年4月1日～平成29年3月31日)

◎:委員長 ○:副委員長

No.	選 出 区 分	委員氏名	備考
	所 属	職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	(福) 横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	加茂坂幸昌	
	(福) 恩賜財団神奈川県同胞援護会	会長	
3	本会副会長	浅野 朝子	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	高橋 政勝	
	(福) 大和市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者 (施設運営に知見を有する者)	鶴飼 一晴	
	(福) 唐池学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者 (当事者活動に知見を有する者)	石橋 吉章	
	神奈川県心身障害児者父母の会連盟	政策委員長	
7	その他会長が委嘱する者 (福祉サービス第三者評価に知見を有する者)	鈴木 治郎	
	(N) 神奈川県障害者自立生活支援センター	事務局長	
8	その他会長が委嘱する者 (権利擁護に知見を有する者)	内嶋 順一	
	横浜弁護士会	弁護士	
9	その他会長が委嘱する者 (精神保健福祉に知見を有する者)	戸高 洋充	
	(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	理事長	
10	その他会長が委嘱する者 (福祉経営に知見を有する者)	薄井 照人	
	(株) 川原経営総合センター	常務取締役	
11	その他会長が委嘱する者 (学識経験者)	白井 正樹	○
	県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科	学科長・教授	

【平成 27 年度】社会福祉制度・施策に関する提言

平成 27 年 8 月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

総務企画部 企画調整・情報提供担当

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

電話 045-311-1423 FAX045-312-6302

E-mail kikaku@knsyk.jp URL <http://www.knsyk.jp>